

# 人口急増と学校施設の対応

その問題点と展望

寺門敏雄（経済局主幹・前教育委員会事務局施設課長）  
中島 晋（教育委員会事務局施設部施設課）

人口急増の鈍化とともに、学校施設建築の「量」対策はゆとりが出始めたが、「質」の面では、学校格差の是正、地域との関連、教育内容の変化に対応する施設づくり方等々、ますます課題が増えてきている。人口急増に学校施設づくりがどのように対応してきたかをみながら課題を考える。

## 一 第二次ベビーブーム

戦後三十二年、人口の自然増、社会増に起因する横浜市の学校建設事業は、教育行政に大きな比重を占め、激増する児童・生徒のため大量の学校建設が進められてきた。

経済の低成長時代に入り、人口の集中化は鈍化してきたものの、昭和四十年代後半の結婚ラッシュに引続き第二次のベビーブーム、つまり学童予備軍の増加となり、このピークを昭和六十年前後に控え再びその対応に迫られることとなった。

戦後、自然発生的に生じた第一次ベビーブームより二十数年、戦後の出生者が生産年齢に達

するまでの間、横浜では東京のベッドタウンとしての都市化が急速に進み、人口二七〇万人を有する過密都市として変身してきた。

このような歴史的過程から考えると、今回当面する第二次ベビーブームは、おかれている学校の規模、環境、学校を新設するに必要な土地事情など条件は著しく悪化、全く厳しい状況にあるといわざるを得ない。

小中学校と最も密接な関係にある学区、住区の変化は、用地の取得難と共に学校の位置選定を難かしくしている。

まず、住宅の高層、高密度への対応であるが、従前の木造住宅を主体とした場合、人口密度は高いところで最大一七〇人程度であり、人

## 一 第二次ベビーブーム

- ① 用地難対策は幅広い視野で
- ② 学校建設は地域ぐるみで

## 二 学校施設の整備状況と問題点

- ① 量対策に追われて
- ② 施設格差の拡大とその是正

## 三 学校の環境整備

- ① 今後の学校施設について（展望）

## 四 都市計画の中の学校の位置づけ

- ① 学校施設についての基本方針
- ② 標準設計の欠点の分析
- ③ 建設コストの分析と面積配分の検討
- ④ 計画システムの確立
- ⑤ 都市計画の中で学校の位置づけ

## 四 おわりに

口一万二千人を単位として小・中学校を設置することとし逆算すると、学区面積は七〇ヘクタール（七〇万平方米）となり、学区域としてのおよその広さを既成市街地で七〇万平方米から一〇〇万平方米を単位として、学校の配置計画が立案された。しかし住宅の高層化が進んだ昨今、高密度住宅地では、この六倍にもあたるヘクタール九〇〇人から一、〇〇〇人に達す地域も出現し、学区面積という従来の基準は、根本から変更を余儀なくされてきた。

このような学区の細分化は、特に高密度地域での学校計画を難かしいものとし、開発面積との関連での学校計画から、住宅建設戸数と学校計画との関連という形態に移行してきている。し

かし反面、学区の細分化は通学距離が短縮される結果になり、交通事情が悪化する中で通学上の安全度は高くなったといえよう。

次に過密化の進行と学校規模、校舎の重層化と近隣関係についてであるが、戦前より昭和三十年代前半までの学校は木造が主力で、その大半は二階建てであったが、児童増と共に校舎建設の主体は鉄筋コンクリート造になり三、四階と校舎を重層化することで規模の拡大を図ってきた。しかしこのことは一部に過大校を生ぜしめ、鉄筋比率が九〇%を超える現在、既設校の収容能力は一部を除きほとんどが限界に達し、クラス増への対応は非常に難しい状況で、一〇〇戸、二〇〇戸程度の集合住宅建設でもパンクする学区がある。また校舎建設を進める過程で生ずる学校周辺の住民とのかかわりあいであるが、狭い敷地を可能な限り有効に使用したいという学校側と、重層化されることによって日照、風向、テレビの受像など住環境の低下を主張する住民との調整、学校の建設工事による影響を最少限に止めるための協議等、設計、施工の段階での地元調整が大きなウエイトを占めるようになってきており、建設工程の延伸の主因となっている。「適切な場所に必要なきまで」に学校を建設すること」を目標に、年を追ひ厳しくなる条件の中で過去幾多の対策を講じてき

た。

① 開発業者の協力で学校用地を確保すること  
② 必要教室の先行整備を学校建設公社とする  
③ 財源対策と国庫補助制度の充実への運動  
④ 学校環境低下を防ぐ意味での集合住宅規制などそれぞれに大きな成果を得て、未曾有の人口増という大波を乗り切ってきた。  
そして、学校をとりまく環境、条件は過密化の進行に比例低下していく中で、再び第二次、ベビーブームといわれる大波への対応を迫られることになったのである。

#### ① 用地難対策は幅広い視野で

市は宅地開発要綱を制定し、宅地開発によって必要となる学校用地を開発業者の協力により確保することにしてはいるが、昨今の経済情勢から計画段階での調整は済んだものの、開発計画そのもの中止、延期などによりその実現性が薄くなり、学校設置計画の中止或は延期を必要とするものや、収容対策上開発区域外に別途に用地を選定する必要が生じている地域もある。

特に今後の児童・生徒増は、ほとんどが自然要因によるものであることから、必要用地の取得は非常に困難であるが、同時に、適地が得られぬため敷地造成工事は大型化し、道路工事、排水工事などの附帯工事を必要とする場合が多

く、所要期間の見込みも難かしい時代になってきている。学校の場合は三月完成という前提から他の公共事業と比較し完成の時期についての制約が強く、計画的な整備を要求されることから学校用地の取得は五年、十年の長期的展望からの対策が必要である。

しかし現実には、土地の入手が物理的に不可能な地域も多く、従来の学校設置のための施設基準、学校の形態など根本から改める必要があり、第二次案、第三次案といった改善の策、即ち与えられた条件の中でより現実性のある学校の形態、配置、計画を用意しなければならぬ。

例えば、用地選定の対象地域を拡大し学区外も対象としていく。用地の形状、面積が基準に満たない場合であっても対象とする。また通学条件の改善とあわせて近隣学校との学区調整を実施する。小中学校の併設を検討することなど幅広い立場からの施策を用意すべきである。学区制についても地域の実態に即応するよう、従来の一学校、一学区という型から、一学区複数校の設置（中学区制）、無学区制の学校設置等も研究課題になるであろう。

都市の過密化は、当然過密学校という形で児童・生徒に影響を与えることになるが、そのしわ寄せを最少限に止める手段は事前の十分な検

討と創意にあるといえるのではなからうか。

## ②—学校建設は地域ぐるみで

学校建設に要する経費は、国と市とで分担することになっている。つまり国庫補助事業ということである。ところがこの制度そのものが社会情勢の変化になかなか応じてゆかず、負担のバランスを失し問題になっている。

学校を新設するに必要な建物は、補助対象事業であるが、用地は対象外、同じ学校施設であっても給食調理場、屋内運動場に対する補助率は低い。国で査定する単価では現実に学校の建設はできない。このような国の基準と市で行う実績では大きな開きがある。

かつてこの解消のためPTAをはじめ、市民ぐるみの運動を展開、国会、関係省に実態を訴え、用地に対する補助、建物に対する補助単価の改善、国の負担率の改善という大きな成果を得ることができた。年末の多忙な時期に数年にわたり積極的に参加した市民による大きな収穫であった。

学校は設置するに際し、一定の学区区域が定められる。いい方を変えたと学校は一定の地域のために置かれる教育施設である。前項で述べたように、今後の学校建設は胸突き八丁、非常に困難な中で進めなければならない。しかも学校

については、その計画段階から設置まで、すべてが地域住民とのかかわり合いのなかから進められるもので

○学校の学級数推移と新增設計画

○用地の選定と取得

○通学の安全と学区問題

○学校の基本計画と地域開放問題

○工事施工に伴う安全措置と日照等の問題

などその対象地域は市全域にわたるもの、行政区単位のもの、中学校区、小学校区の単位のものなどいろいろであるが、PTA、自治会、町内会との日常における連絡調整と積極的な情報交換の場を創造して行くことが小中学校における環境の低下を防ぎ、学校の計画的整備を図る基盤になるといえよう。

教育の目的を遂行するための諸条件を整備することは、地方教育行政の基本であると同時に次世代、後世への義務である。

教育環境を守り、よりよい教育施設を計画的に建設し児童・生徒増に対処するためには、過去に対する反省と、将来に向けて発想の転換を基本とした検討と創意が必要であり、教委、学校、市民の一体となった共同作業で進められなければならないであろう。

## 二—学校施設の整備状況と問題

この項では、戦後の混乱期から現在までの激増する児童・生徒数に対して、学校施設がどのように対応してきたかを述べ、その間にどのような問題が生じたのか、さらに学校の内外における環境の問題についてはどうであったのかを述べたい。

### ①—量対策に追われて

戦後の人口流入によって引き金を引かれた人口増加は、昭和三十年代前半の第一次ベビーブームを経て、都市化に伴う激増する昭和四十年～五十年代へと突入していったのである。

この間、激増する小中学校の児童・生徒のための学校建設を、市内全域において増改築を、周辺部にあつては、新築を数多く整備してきたのである。戦後三十年、その時代時代であらゆる方法をつくして量対策を進めてきたわけであるが、ここで第一次ベビーブームを目前にして、当時の教育委員会の姿勢がどのようであったのか、昭和三十一年度の『教育年鑑』から引用する。

「学校施設整備は、年を追うに従い、量的及び質的に向上されつつあるが、児童・生徒の累年

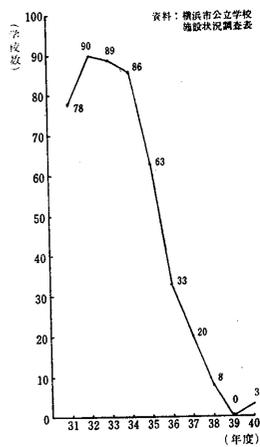
の増加が激しいうえに、集団住宅等の建設に伴い、特殊的地域の児童増加のため、ともすると教室不足を増す傾向にある。ここにおいて小学校二部授業、中学校不常授業解消五カ年計画をたて、本年度はこれが当初であった」と述べられており、現有施設での収容方法は限界であることが感じられる。さらに「学校施設について今後残された問題」という所では、「小中学校の施設整備に関連して教育の場の整備にあたり、現在の教育課程を基礎に教育の場を考えねばならない」と、これから迎える急増に対し、量対策だけでなく施設の内容面にもふれられているのが印象的である。

しかし、当時の社会情勢では集団住宅等の建設による児童・生徒の増加数値を予測しえず、「教育の場」としての施設づくりの理想とはうらはらに、不常授業の解消計画は毎年のように増加修正を余儀なくされ、中でも小学校における二部授業の解消は、実に十年後の昭和四十年まで続いていたのであった。

以来、学校建設は三十年代の木造校舎を中心とした施設整備から、敷地狭隘対策・不燃化対策のための鉄筋コンクリート造校舎によって、本格的に行われた昭和三十九年以降へと、量産体制がしかれたのである。

その結果、明治以来昭和四十年まで漸増され

図一 二部授業実施校

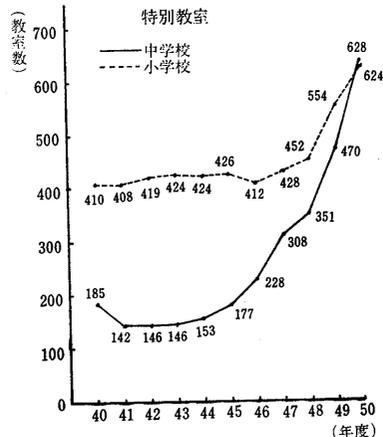
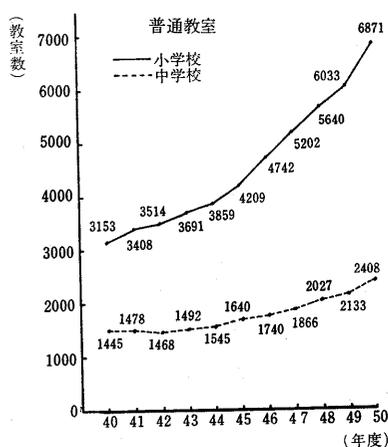


てきた保有教室数は、十年後の昭和五十年には二倍もの数をかぞえることとなった。

このような不足教室解消の努力も、年を追うごとに激しくなる郊外地域での人口増加には追いつけず、既設校での収容も限界となり、いきおい新設校での対策が不足教室解消の主役となった。この新設校の建設については、用地選定、用地買収等、数多くの問題点を抱えているため、なかなか進捗せず、従来応急対策として行われてきた二部授業や、すし詰め教室に変わり、プレハブ教室の設置によって図られることになった。この出現によって、不足教室の解消イコール、プレハブ教室の解消に名を変え現在に至っている。

さて、この量対策の裏には、昭和三十一年にかかげられた、「教育の場」としての理想に逆行して、施設の格差が生じてきたり、学校環境問題などが大きくクローズアップされてきたのである。

図一 2 保有教室の推移



資料：横浜市立学校施設状況調査表

② 施設格差の拡大とその是正

学校建築でよくいわれる、「施設に格差を付けない」というとき、この言葉のもつ意味として二つの面が考えられる。

図-3 不足教室の推移

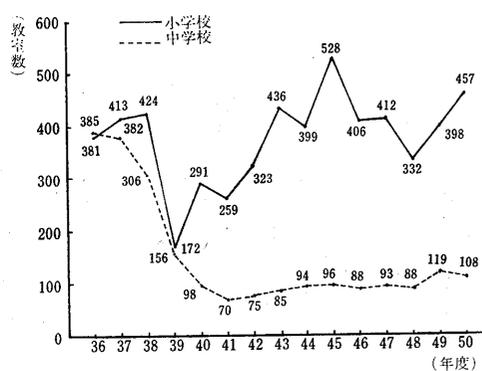


図-4 学級の推移

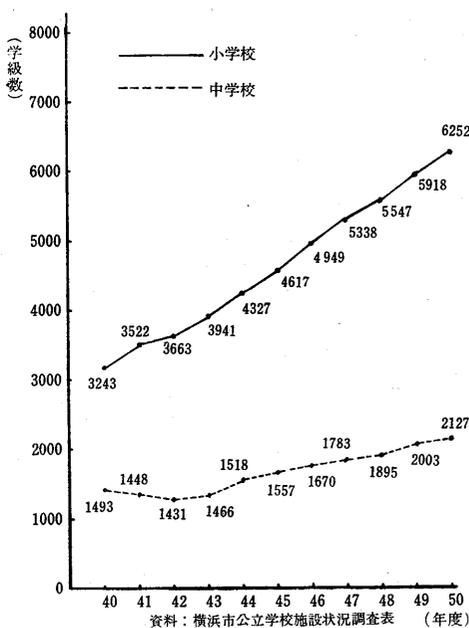
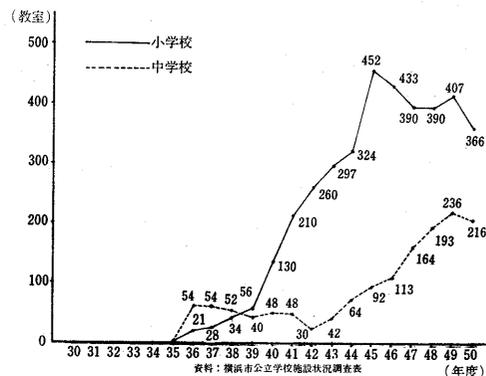


図-5 小・中学校のプレハブ教室数の推移



一つには、現有施設において、施設・設備内容や数量的な面で差があり、このことが授業等に支障となるため、一定の施設規準までそれらを引き上げる必要があるということ。

二つには、数多くの学校を造る場合に質的・量的に学校間に差をつけると行政的にバランスを崩されるので困るということである。後者はその手段として、施設の画一化や標準化を行うことよってある程度解決される(本市の場合、設計の標準化・数量の規準化によって処理されている)。この場合、新しい考えをとり入れたり、学校個々の特殊性に応じた施設を造るといったことには、なかなか順応しにくい面をもっている。公立学校として、ある程度の

標準化が必要であるが、一般的には、画一化は学校間のバランス調整としてみられ、よくないといわれているので、この取扱いは慎重に行う必要がある。さて、この項では前者の施設格差について述べてみたい。

教育の場として現有施設に質・量に差が生じることには行政的には好ましいことではないのは当然なことであろう。しかし児童・生徒の急増する時代では、施設整備の有効な手段である設計の標準化にたよらざるを得ない。

この場合、標準化の意味を的確にとらえ、量策にかたよらなければそれほど影響を生じることはない。反面、年々改正される法的作用

や、諸要求による変更によって、標準設計の内容にどうしても新旧の差がでてくる。そして、既設の建物の改善まで手が回らないのでますます格差が拡大してしまうのが実態である。

ここでいう施設の格差は、基本的に充足されなければならぬものである。その差は一定レベルまで引き上げるとともに、格差の是正でとどまることなく、現状施設を見直し、質の面まで考慮したレベルアップを行う必要がある。

近年、全市的な人口増の鈍化傾向により、わずかながらであるが、量対策に対して余裕ができてきている。このため格差は正にむけ施設の見直しなど発想の転換の気運が高まりつつあるが、この整備を押し進めるためには、国の補助

制度にたよるだけでなく、市費を投じてでも、是正に全力をあげる必要がある。

### ③ 学校の環境整備

学校の環境を考えると、まず感じることは、社会の情勢、教育の流れの変化によって大きく左右されるということである。例えば一昔前までの学校は、地域の中で聖域として考えられていたので、空間的にも、意識の上でも、あまりかわり合いはなかった。しかし、最近は全く違って、学校が都市の中で「学校公害」として呼ばれたり、逆に地域に「開かれた学校」でなければならぬといわれたり、学校に対する価値感(又は利害関係)によってどうにでもいわれてしまうのである。一方、教育内容も、今までは一斉授業が主流であったので、片廊下型校舎でも現場からは、それほど施設内容の要求はなかったが、これからは今までどおりではすまなくなってきた。

学校の施設計画を進めるうえで、環境の問題を考える時、広義には都市問題から、狭義には室の居住性のことまで幅広く考えなければならぬ。

しかし、人口急増対策としての施設計画は、広範囲な条件の整理を行う時間的な余裕とゆとりある計画プロセスを生み出せないでいるが、

計画を行う上での思想としては、次のようなテーマは組織的・系統的に検討を行い、施設計画の中に配慮されていかなければならない。

#### ⑦ 地域と学校環境のかかり合い

学校開放問題、計画プロセスでの地域住民との接触のしかた、計画の公開

#### ⑧ 公害と学校環境の問題

学校公害(運動場のスピーカー・子供の声・ボールの飛び出し等)と施設配置計画、工事公害、学校外からの騒音等の対策

#### ⑨ 建物構造と学校環境

建設方法の研究、鋼構造による建設のメリットの検討と推進、仮設教室の学習環境の向上

#### ⑩ 建築空間としての学校環境整備

ゆとりのある空間の捻出、フレキシブルな空間の用意

#### ⑪ 教室内の環境整備

採光、通風、冷暖房、居住性の確保

#### ⑫ 建物管理と学校環境整備

管理のしやすさ、施設の安全対策、建物の維持修善、災害と避難計画

中でも子供たちが一日の大半を過ごす施設での管理上のことや安全上の環境整備については、優先的に考えていくことがらである。

### 三 今後の学校施設について——展望

学校施設の質の問題を考えると、量対策がいかに異常であったか、組織が量産体制のため分業システムでありすぎたのではなかったか、施設計画において、学校内の問題もさることながら、学校周辺のかかり合いがいかに重要な要素であったか、そして財政的なこと、制度的なことなどがいかに大きく影響を及ぼしていたか、思い起こせば学校の施設整備にあたって悲観的材料が多かった。

学校施設はそこで生活し学習する子供達の間であり、子供達を導き学習を展開する教師の間でもある。本来的にいえば、この施設に不足するものや、使いづらさがあるならぬことは自明のことである。予算上の問題や制度上の問題を乗り越えて整備すべきものであろう(施設が教育のすべてではないとしても)。しかし現実には、不足する施設、学校環境の中で教育は展開されている。

「横浜市ではなぜ図書室がつかれないのか」「特別教室が足りない」「資料コーナーが欲しい」など、学校現場からよく聞かれる言葉である。特に新しい教育展開を行っている学校では、もっと具体的な要望が聞かれる。今までは

表一 公共施設概要

施設名	規模構造	建設年度	㎡当り単価(千円)*		
			建築	設備	合計
磯子特別養護老人ホーム (及び横浜市合 同看護婦庁舎)	* * R.C. 4 F 4,539㎡	50年度	107	88	195
岸根保育園	R.C. 平屋建 585㎡	51年度	136	51	187
緑区役所 山之内支所	R.C. 3 F 3,279㎡	50年度	126	78	204
中消防署	R.C. 6 F 2,497㎡	50年度	102	64	166
みたけ台小学校	普通教室 18 特別 3 R.C. 4 F 4,840㎡	50年度	72	15	88

(注) \* 単純な比較のための目安として見ていただきたい。

\* \* 鉄筋コンクリート造り

資料: 横浜市技術会議建築設計専門部会資料

鉄筋化されることによって管理のしやすさや、立派な施設が建設されるといったことが第一義的で、教育的な面からの要求はあまり聞かれなかった。

公立の小、中学校施設整備事業は、国庫負担事業で全国一律の基準(必要最少限度)が設けられ、学級数に応じた面積、構造に応じた価格、補助の対象と対象外が定められており、横浜のような全国一の学校建設を余儀なくされている都市は、財政負担の関係からこの最少の基準をよりどころとして整備を進めてきた。

このため自治体の特殊性をとり入れると、そ

れさえも充足されない場合が多い。このことは、同じ自治体の行う公共施設と比較しても、はるかに安上りにできていることでも、おわかりいただけると思う。

一般に学校施設のあり方は、「教育内容の多様化に対応した施設を考えるべきだ」などの言葉によって、具体的な提案がまどわされるケースが多い。学校施設をつくり出すシステムは厳しく、「一万平方メートルの敷地に三十学級もの規模を計画しなければならぬにそんなこと無理だよ」と、一撃のもとに排除されてしまう。よりよい施設づくりをめざすためには、現実をみつめ、一步一步、具体的な提案を進めることが必要である。

改めていうまでもなく、学校施設は教育の目的を遂行するためのもので、教育の手段、方法等変化に應ぜられること、公立の義務教育施設であるため将来の児童・生徒の増減に対する配慮が必要であることなどを基本として将来への学校施設の展望としたい。

### ① 学校施設についての基本方針

現在、数量的な規準や実施設計上の基本方針はあるが、例えば「小学校は三階建以下とし、そのための面積配分は十分に検討を行うこと」といった施設計画上の基本とすべきこととは、

うたわれていない。これらをもう一度みつめ直し、教育・建築両面からの基本方針をもつことが必要である。

### ② 標準設計の欠点の分析

一時期に大量に建設するための標準化のメリットは未だ大きい。教育上の要求をとり入れ、機能分析した上での柔軟に運用できる標準設計の出現がまたれる。このため、平常業務に急がされることなく、時間をかけて作り出さなければならぬ。

### ③ 建設コストの分析と面積配分の検討

学校建築のコストは他の公共施設に比べ安いことは既に述べたとおりであるが、一足飛びにコストアップを図られることを期待することは無理なことである。そこで現在進められている工業化・システム化をさらに推進し、コストダウン又は安定化を図り、それによる余裕を質的アップに転換することを検討する必要がある。

そして、基準面積の配分について「学校施設ですべての部分が学習の場となること」を目標に、廊下等の非学習スペースを学習スペースに配分できるように、配置計画段階での検討を進め、さらに学級数の変動に対応できるように、余裕のあるスペースの確保と、フレキシブルな

構造計画を考えるなどコストの効率化を図る。

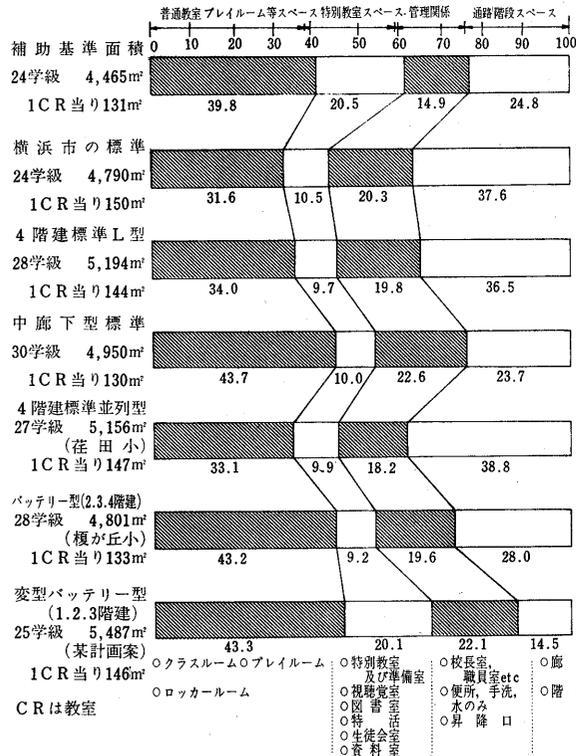
#### ④ 計画システムの確立

学校施設を良くするためのシステムで重要なことは、教育現場や各分野からのニーズを総合化し、実施部門に適正な情報(与条件)として伝え、具現化によって出されたデータをフィードバックするといった一連の流れの中で、舵取り部門の存在であり、今までの反省にたつて早期にこの部門の体制の確立を図ることである。このことは施設の基本計画段階から、地域との接触の重要性を考えるとき、計画システムとの体制化を痛切に感じる。

#### ⑤ 都市計画の中の学校の位置づけ

学校がその収容範囲を学区によって決められている限り、学区内における人口の変動は学校の収容能力(学校規模)に大きく影響する。特に大規模な宅地開発や既成市街地の再開発、さらには区画整理事業などは、学区域がいくつかの学校にかかる。このため新設校を設置するにあたって、学区の分割に複雑な要素が加わり、学校規模に不安定要素を生じることになる。又、最近の学校施設の地域利用という観点から考えても、少なくとも公的な開発では、その土地利用計画・施設配置計画など、マスタープラ

図一六 校舎の面積配布



ンの段階から参画をし、学校建設の計画システムを開発計画システムの中で確立する必要がある。そしてこのことは、住宅が開発されれば必ず児童・生徒の義務教育施設は正常な姿で用意されなければならないという、都市施設の上で基本となることである。

ここで以上の展望を具体化するための一つとして、②、③の項目について若干分析したい。

まず敷地の広さのことであるが、文部省作成の『学校施設設計指針』によると、「校地は将来計画を見込んでそれぞれ適正な面積と形状を備えるのが望ましい」として、校地面積基準案

表一三 1校あたりの敷地面積と学級規模(昭和52年5月1日現在)

	1校当り校地面積	学級規模
小学校	11,924㎡	25
中学校	16,572㎡	24

(注) 分校も含む。  
資料: 横浜市公立学校施設状況調査表

表一四 基準案にもとづく学級数別校地面積一覧表(単位㎡) 文部省(昭和31年4月作成)

区分	学級数	学級数											
		1	2	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30
校地	小学校	4,850	5,900	6,950	10,100	13,250	16,400	19,550	22,100	24,650	27,050	29,450	31,850
	中学校	6,500	8,000	9,500	14,000	18,500	22,100	25,700	29,300	32,900	36,200	略	略
屋運動場外	小学校	3,600	3,600	3,600	4,800	6,000	7,200	8,400	9,000	9,600	10,200	10,800	11,400
	中学校	4,800	4,800	4,800	6,600	8,400	9,300	10,200	11,100	12,000	12,900	略	略
校敷舎地	小学校	1,250	2,300	3,350	5,300	7,250	9,200	11,150	13,100	15,050	16,850	18,650	20,450
	中学校	1,700	3,200	4,700	7,400	10,100	12,800	15,500	18,200	20,900	23,300	略	略

(注) 校地には校舎敷地、屋外運動場、プール、理科実験実習地を含み直接教育の目的に使用されない寄宿舎敷地、職員住宅用敷地、学校林等は含まない。

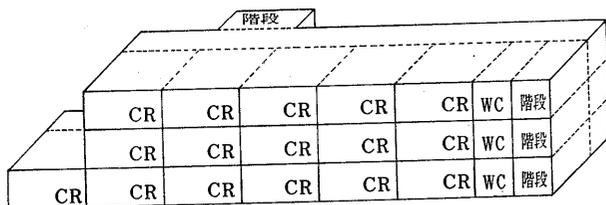
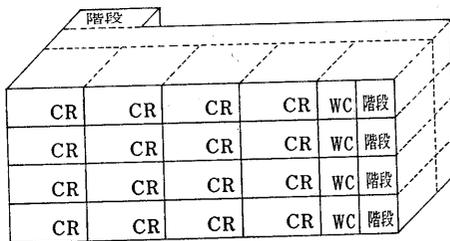
を次表のように定めている。これは本市基準と

表一4 小学校校舎面積の室別配分表

		補助基準面積( )%			横浜市の校舎面積( )%		
区分	規模	室数	面積	積	室数	面積	積
				1 CR74㎡	24	1,512㎡	1 CR63㎡
1.	普通教室	24	1,776	(39.8)	24	1,512	(31.6)
	小計	24	1,776	(39.8)	24	1,512	(31.6)
2.	理科室	1	101		1	95	
	準備室	1	34		1	31	
	音楽室	1	93		1	95	
	準備室	1	26		1	31	
	図工室	2	119		1	95	
	準備室	2	52		1	31	
	家庭科室	1	101		1	95	
	準備室	1	34		1	31	
	視覚教室	1	146				
	資料室	1	135				
	図書室	1	43				
	特別活動室	1	30				
	教育相談室	1	30				
	更衣室	1	30				
	小計	5	914	(20.5)	4	504	(10.5)
3.	校長室				1	32	
	応接室・会議室	1	120		1	32	
	職員室				1	126	
	放送室				1	32	
	保健室	1	37		1	63	
	技術員室	1	126		1	32	
	変電・玄関				1	27	
	便所		238			462	
	手洗水のみ					39	
	昇降口		119			126	
	小計		667	(14.9)		971	(20.3)
	中計		3,357	(75.2)		2,987	(62.4)
4.	廊下・階段		1,108	(24.8)		1,803	(37.6)
	計		4,465	(100.0)		4,790	(100.0)
			1 CR当り			1 CR当り	
			131㎡			150㎡	

注 1 CR当り =  $\frac{\text{延べ面積}}{\text{CR} + \text{SCR}(2 \text{ CR分})}$

図一7 階数による面積の比較



4階の場合	延べ	1850㎡	116㎡/1CR当り
	各室別		
	CR	1024㎡	55.4%
	階段	256㎡	13.8%
	廊下	410㎡	22.2%
	WC	160㎡	8.6%
3階の場合	延べ	1755㎡	110㎡/1CR当り
	各室別		
	CR	1024㎡	58.4%
	階段	192㎡	10.9%
	廊下	395㎡	22.5%
	WC	144㎡	8.2%

比べると約三倍の広さである(仮に本市小学校の一枚当りの面積を基準案に突き合せると九等級以下である)。そして文部省の校舎基準面積は、基準案の校地に二階建を理想として計画したものである。この二階建というのは、学校建築の場合、面積効率がよいので、最低基準としての校舎面積の中でも、かなりの余裕のあるスペースを生み出すことになる。

片廊下型校舎の三階建と四階建の建物と同一条件で比較してみると、九十五平方メートルの差がでてくる。実はこの九十五平方メートルが、図書室やそ

他の学習空間、ゆとりのある空間を導き出す一つの検討要素となる。

四 おわりに

ここ数年来、各方面で「学校論」が盛んにとりざたされている。社会情勢が多様に変化していく中で、学校教育のあり方が論じられ、改革への努力がされている。本市の教育委員会においても、数年前から現状の学校教育の見直しを行うため、「横浜市教育内容・方法開発」の研

究を進めてきている。この成果は数十校に及ぶ研究協力校によって実践を重ね、さらに検討を進めている段階である。

このような教育界の動きに対して、教育の場である学校建築にも少なからず影響がでてくるのは当然である。明治以来の伝統的な片廊下型の校舎形式も、その対応に限界があり、新しい教育に即応した形式への移行が望まれている。

一般公共建築の中でも、義務教育年齢の子供たちの生活の場、教育の場として、学校施設の置かれていた立場は責任重大でかつ大きな使命を

負わされている。

しかし、過密都市の中における学校施設は教育との対応も重要なことであるが、もっと現実的な用地問題、周辺地域との関連、施設設備の充実といったことにエネルギーの大半を費やすことになってしまう。急激な人口増加は、子供

たちの「教育の場」学校建築に何をもちたらしめるのだろうか？ ハードな面での学校建築は、技術の向上、工法のシステム化、工業化に支えられ大きく進歩したものの、施設内容面においては、検討する時間的余裕もなく、ひたすら量産体制のベルトコンベアにのせられているだけで

ある。後をふり向くことも許されない。毎年四月一日の新学期には、まったく新しい子供たちは入学してくる。この現実をふまえ、そして小中学校三百数十校の現有施設を頭に入れつつ、それらを踏み台にして、新しい解決のシステムをつくり出す必要がある。